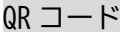
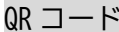


「鈴鹿市子ども条例（仮称）」を制定します

鈴鹿市では、『鈴鹿市子ども条例（仮称）』を2024（令和6）年に制定する予定です。子どもが安心して健やかに育つことができ、保護者の方が安心して子育てができるよう、地域みんなで「子どもや子育てにやさしいまち」を目指します。

そして、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）やこども基本法等の趣旨を踏まえ、子どもにとって最善の利益を第一に考え、子どもの意見が尊重される社会の実現に向けて、今後、様々な取組を進めていきます。

子どもの権利条約 こども基本法 **条例制定に関する今後の取組やスケジュールについて**

条例の制定にあたり、市民の皆さまからのご意見等を幅広く聞かせていただくため、今後、次のような取組を進めてまいります。

○小・中学生向けのアンケート調査

→学校経由で、令和6年1月に実施する予定です。

○保護者向けのアンケート調査

→令和5年12月に実施しました。（第3期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査に合わせて実施）

○高校生・一般の方向けのアンケート調査

→インターネットを利用したWEBアンケートを実施する予定です。（詳細が決まり次第、市ホームページ等でもお知らせします）

このほか、子どもの権利や子ども条例に関して、子ども向けのワークショップの開催や、各団体へのヒアリング等の実施も予定しています。ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

現在、令和6年3月に実施予定のパブリックコメントに向けて、鈴鹿市子ども・子育て会議で、条例制定に関する検討部会を設け、委員の方々と、子どもの意見聴取に関する取組や条例の骨子案などについて検討を行っています。今後も、条例制定に関する様々な取組について、市民の皆様に向けて情報発信していきます。